

兵庫県公報

平成28年11月25日 金曜日 第 2853 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 1 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | 2 |
| ○ 昭和48年兵庫県告示第334号の2（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課） | 2 |
| ○ 洲本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○ ひょうご県民ボランティア活動表彰（県民生活課） | 3 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 6 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同） | 6 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 7 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 11 |
| ○ 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 | 11 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成28年8月2日付け兵庫県公報第2820号中 | 11 |

公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定及び兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部改正に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。
- ◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部が改正されたことにより、裁判官の発する傍受令状による犯罪関連通信の傍受の対象となる犯罪が変更されたことに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）阿万本庄地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間

- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 高齢者へレクリエーションを交えた会食の提供を行っている。
- 47(1) 名 称 山手台とその周辺地域ボランティアコスモスの会
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 地域イベントを実施し、住民の交流活動を行っている。
- 48(1) 名 称 要約筆記サークルうさぎのペン
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 市内のイベントにて要約筆記で聴覚障害者への支援を行っている。
- 49(1) 名 称 朗読ボランティア ひばり
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 朗読テープの作成のほか大型紙芝居をイベントで披露する活動を行っている。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| 国光(2) I<br>(138000226) | 赤穂郡上郡町金出地（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 野尻池II<br>(138000227)   | 赤穂郡上郡町金出地（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成28年12月2日から同月16日まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
  - (3) 提出期限  
平成28年12月16日まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第402号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日

まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

阿層Ⅱ(138000043)の項中別図41、新井(3)Ⅲ(138000083)の項中別図81、大杉野2Ⅱ(238000012)の項中別図100、細畑Ⅰ(238000021)の項中別図109を改める。

(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年12月2日から同月16日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成28年12月16日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大杉野Ⅰ (138000024) | 赤穂郡上郡町大富(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 東谷Ⅰ (138000025) | 赤穂郡上郡町大富(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 奥村(2)Ⅱ (138000029) | 赤穂郡上郡町大富(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 東谷Ⅱ (138000030) | 赤穂郡上郡町大富(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 西谷(2)Ⅱ (138000031) | 赤穂郡上郡町大富(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |

| | | | |
|------------------------|---------------------|---------|----------|
| 光都(3)Ⅰ (138000035) | 赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 尾長谷(1)Ⅰ (138000066) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 惣尻(2)Ⅰ (138000068) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 尾長谷(2)Ⅰ (138000071) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 尾長谷(3)Ⅰ (138000072) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 鯉ヶ谷(1)Ⅱ (138000073) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 鯉ヶ谷(2)Ⅱ (138000074) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 尾長谷(2)Ⅱ (138000076) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 尾長谷(3)Ⅱ (138000077) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 鯉谷Ⅲ (138000078) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 今川Ⅲ (138000079) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 土井Ⅲ (138000080) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 新井(1)Ⅲ (138000081) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 新井(2)Ⅲ (138000082) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 新井(3)Ⅲ (138000083) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 霞ヶ丘Ⅲ (138000084) | 赤穂郡上郡町尾長谷(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 高谷(1)Ⅰ (138000023) | 赤穂郡上郡町金出地(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 国光Ⅰ (138000037) | 赤穂郡上郡町金出地(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 戸谷(3)Ⅰ (138000040) | 赤穂郡上郡町金出地(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 高谷(2)Ⅰ (138000041) | 赤穂郡上郡町金出地(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |

| | | | |
|-----------------------|---------------------|---------|----------|
| 戸谷Ⅱ (138000042) | 赤穂郡上郡町金出地（別図26のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 阿層Ⅱ (138000043) | 赤穂郡上郡町金出地（別図27のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 須時Ⅱ (138000044) | 赤穂郡上郡町金出地（別図28のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 西谷(1)Ⅱ (138000045) | 赤穂郡上郡町金出地（別図29のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 野尻Ⅲ (138000046) | 赤穂郡上郡町金出地（別図30のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 稗田Ⅰ (138000047) | 赤穂郡上郡町金出地（別図31のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 中村(1)Ⅰ (138000048) | 赤穂郡上郡町野桑（別図32のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 中村(2)Ⅰ (138000049) | 赤穂郡上郡町野桑（別図33のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 梅谷(1)Ⅱ (138000050) | 赤穂郡上郡町野桑（別図34のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 梅谷(2)Ⅱ (138000051) | 赤穂郡上郡町野桑（別図35のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 梅谷(3)Ⅱ (138000052) | 赤穂郡上郡町野桑（別図36のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 梅谷(4)Ⅱ (138000053) | 赤穂郡上郡町野桑（別図37のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 梅谷(5)Ⅱ (138000054) | 赤穂郡上郡町野桑（別図38のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 中村Ⅱ (138000055) | 赤穂郡上郡町野桑（別図39のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 本村Ⅱ (138000056) | 赤穂郡上郡町野桑（別図40のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 細畑Ⅱ (138000057) | 赤穂郡上郡町野桑（別図41のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 今川Ⅱ (138000058) | 赤穂郡上郡町野桑（別図42のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 稗田(1)Ⅲ (138000059) | 赤穂郡上郡町野桑（別図43のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 稗田(2)Ⅲ (138000060) | 赤穂郡上郡町野桑（別図44のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 中村(1)Ⅲ (138000061) | 赤穂郡上郡町野桑（別図45のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |

| | | | |
|-----------------------|---------------------|---------|----------|
| 本村Ⅲ (138000063) | 赤穂郡上郡町野桑（別図46のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 細畑(1)Ⅲ (138000064) | 赤穂郡上郡町野桑（別図47のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 細畑(2)Ⅲ (138000065) | 赤穂郡上郡町野桑（別図48のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 国光(2)Ⅰ (138000226) | 赤穂郡上郡町金出地（別図49のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 野尻池Ⅱ (138000227) | 赤穂郡上郡町金出地（別図50のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 西谷Ⅱ (238000010) | 赤穂郡上郡町大富（別図51のとおり） | 土石流 | 別図51のとおり |
| 大杉野2Ⅱ (238000012) | 赤穂郡上郡町大富（別図52のとおり） | 土石流 | 別図52のとおり |
| 東谷2Ⅱ (238000013) | 赤穂郡上郡町大富（別図53のとおり） | 土石流 | 別図53のとおり |
| 小山Ⅰ (238000030) | 赤穂郡上郡町尾長谷（別図54のとおり） | 土石流 | 別図54のとおり |
| 星尾川Ⅰ (238000033) | 赤穂郡上郡町尾長谷（別図55のとおり） | 土石流 | 別図55のとおり |
| 大富沢Ⅰ (238000034) | 赤穂郡上郡町尾長谷（別図56のとおり） | 土石流 | 別図56のとおり |
| 土井の内1Ⅱ (238000036) | 赤穂郡上郡町尾長谷（別図57のとおり） | 土石流 | 別図57のとおり |
| 細畑Ⅰ (238000021) | 赤穂郡上郡町野桑（別図58のとおり） | 土石流 | 別図58のとおり |
| 日原谷Ⅰ (238000022) | 赤穂郡上郡町野桑（別図59のとおり） | 土石流 | 別図59のとおり |
| 野桑今川Ⅰ (238000023) | 赤穂郡上郡町野桑（別図60のとおり） | 土石流 | 別図60のとおり |
| 梅谷Ⅱ (238000024) | 赤穂郡上郡町野桑（別図61のとおり） | 土石流 | 別図61のとおり |
| 三軒谷川Ⅱ (238000025) | 赤穂郡上郡町野桑（別図62のとおり） | 土石流 | 別図62のとおり |
| 広根1Ⅱ (238000026) | 赤穂郡上郡町野桑（別図63のとおり） | 土石流 | 別図63のとおり |
| イカキ谷川Ⅱ (238000028) | 赤穂郡上郡町野桑（別図64のとおり） | 土石流 | 別図64のとおり |

(別図1から別図64までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月2日から同月16日まで

- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場
- 4 意見書に関する事項
- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
- (3) 提出期限
平成28年12月16日まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月14日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年11月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第12号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第10条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。
(12) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年11月25日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第13号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活安全部」の右に「、交通部」を加え、同条第2号中「又は交通警察」を削る。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

正 誤

○平成28年8月2日付け（兵庫県公報第2820号）
兵庫県公安委員会規則第11号（交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則）中

| （ページ） | （行） | （誤） | （正） |
|-------|-----|-----|-----|
| | | | |